

運転に不安を感じる方へ
運転免許証の返納を検討してみませんか？

狭山市は、高齢者の運転免許証 の自主返納を支援します！

令和4年4月1日現在の情報です

返納



補助
対象者

- ①市内在住の満70歳以上の方で、令和2年4月1日以降に、有効期間内の全ての運転免許証を自主返納した方
- ②自主返納日、支援の申請日及び交付決定日(※)に狭山市に住民登録がある方 ※交付決定(振込み)まで1~2カ月程度かかります
- ③過去にこの支援制度による補助をも受けていない方
- ④運転免許証の自主返納日が申請日から1年以内の方

■ 支援内容

交通系ICカード(PASMO、Suicaなど)への入金・購入した場合の費用を助成します。

最大12,000円を限度で1人1回限りです。

【注意】 70歳未満で返納された方は補助の対象となりません。

■ 申請方法について

下記の書類等を市役所2階の交通防犯課へお持ちください。

- ① 申請書兼請求書(交通防犯課、各地区センター及び入曾地域交流センターの窓口に設置)
- ② 申請による運転免許の取消通知書(写し)
- ③ 身分証明書(写し)
【運転経歴証明書、個人番号カード、健康保険証、介護保険証など】
- ④ 入金したICカード(写し)
- ⑤ 入金の領収書
- ⑥ 振込先の通帳又はキャッシュカード(写し)

※代理人が申請する場合は、上記書類等に加え、所定の委任状、窓口に来る人の身分証明書が必要です。

■ 自主返納について

支援事業の申請にあたっては、事前に本人が警察署または運転免許センターで運転免許証を自主返納する必要があります。

※自主返納後、必ず「申請による運転免許の取消通知書」が自主返納窓口で発行されますので、支援事業の申請に必要な書類として保管しておいてください。

※運転経歴証明書(身分証明証)の取得を希望される方は、自主返納窓口で同時に申請してください。

「運転経歴証明書」は、運転免許を自主返納し、申請すると取得できます。公的な身分証明書として使用できるだけでなく、提示することで埼玉県のシルバー・サポーター制度協賛事業所でさまざまな特典を受けることができます。

詳しくは、埼玉県警察のホームページでご確認ください。

このマークの店舗、施設で特典を受けることができます。



【運転免許証の自主返納に関する問い合わせ】

埼玉県警察運転免許センター ☎ 048-543-2001
狭山警察署 ☎ 04-2953-0110

【シルバー・サポーター制度に関する問い合わせ】

埼玉県警察本部 交通総務課 ☎ 048-832-0110



狭山市 七夕の妖精
おりのひい

申請先・問い合わせ：狭山市交通防犯課 交通防犯担当

〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

TEL 04-2953-1111 (内線3691~3692)

FAX 04-2954-8670

Eメール kotsu@city.sayama.saitama.jp